

中丹地域有害鳥獣処理施設における燃えがらからの 六価クロム化合物の検出について

2025（R07）年5月8日
福知山市環境審議会
産業部農業振興課

中丹地域有害鳥獣処理施設においては、1月17日に採取した燃えがらから、産業廃棄物の埋立処分の基準値(注)を超える六価クロム化合物が検出(2月6日判明)されたことから、焼却炉の改修工事と併せ、原因の調査と対策を講じてきたところです。

焼却炉の改修工事の受注業者から、焼却炉の冷却装置の不具合により、焼却炉の温度が高温になりすぎたことが原因で、ステンレス製の五徳から基準値を超える六価クロム化合物が検出されたものとみられるとの報告を受けたため、冷却装置についても修繕を行いました。

修繕工事完了後に改めて検査を行いました。再び六価クロム化合物の値が基準値を超えていることが3月26日午後に判明しました。

ステンレス製の五徳を使用していることが原因とみられることから、焼却炉の停止期間を延長し、現在使用の五徳を撤去した上で六価クロムに対応した五徳に交換し、再検査を行いました。現在までの対応について報告いたします。

(注)産業廃棄物の基準値を準用している(以下同様)

- 1月15日 ・12月24日に採取した燃えがらについて、重金属等含有量測定検査を行っていたところ、産業廃棄物の埋立処分の基準(1.5mg/L)未満の値(0.79mg/L)であったことを確認
- 1月16日 ・焼却炉改修工事のため、改修工事受注業者による事前点検作業開始
- 2月 6日 ・1月17日に採取した燃えがらについて、重金属等含有量測定検査を行ったところ、六価クロム化合物が、産業廃棄物の埋立処分の基準(1.5mg/L)を超える値(4.4mg/L)が検出されたことが判明
 - ・焼却炉改修工事の受注業者に原因の検査を依頼
- 2月 7日 ・改修工事のため焼却炉の運転を停止
- 2月10日 ・焼却炉改修工事の受注業者から、原因として、冷却装置に不具合があり、炉内が高温になりすぎたことで、ステンレス製の五徳から基準値を超える六価クロム化合物が発生したものとみられると報告あり。
 - ・焼却炉改修工事受注業者に冷却装置の修理を指示
 - ・焼却炉及び冷却装置の改修工事を開始

2.経過

3月2日 ・改修工事が完了

3月3日～17日

- ・この間、焼却炉の試験運転を計4回実施し、燃えがらの試料を採取

3月26日 ・試験運転を実施した焼却炉の燃えがらの六価クロム化合物が、再び基準値を超えていることが判明（7.9mg/L）
・焼却炉の運転停止期間を延長することを公表する必要があったことから記者レクにて経過を説明

3月26日～ ・倉庫内で保管している7袋の燃えがらから採取した検体の検査結果の速報値が示されたが、①炉内から直接採取した検体と比較して袋から採取した検体の値が高く乖離していたこと、
②12月24日に採取した検体は基準値以下であったにもかかわらず、焼却日が近い検体の数値についても乖離があることから検出された数値に疑義があり、別の検査会社により再度検査をする必要があると判断
・再検査については、収納袋（7袋）、炉内、五徳より試料を採取して検査を依頼

- 4月 8日 ・再検査の結果が判明し、3月5日封入分については、基準値をわずかに上回っていたものの、そのほかの検体については基準値以下となった。
- 4月15日 ・焼却炉で使用する五徳をクロムフリー製品に交換し、試験焼却
- 4月16日 ・焼却炉から検体を採取
- 4月21日 ・検査の結果、基準値以下(1.3mg/L)の判定
- 4月23日 ・焼却炉を再稼働

- 1) 五徳交換後の再検査により、基準値を下回ることが確認でき、地元の同意を受けたので4月23日より再稼働中。
- 2) 保管済みの収納袋の燃えがらは、適正に処理ができる専門の業者による処分
- 3) 今後の燃えがらは、当面の間、廃棄処理前に2社の検査会社による検査を行い、一方でも基準値を超えることがあれば、専門の業者により処分を行う。
- 4) 埋立処分場における放流水の検査についても、当面の間継続して実施する。

本市といたしましては、地域にとって安心安全な施設運営を図るため、引き続き施設から発生する物質の検査結果について、これまで以上に注視しながら、適切な対応に努めてまいります。